そらいろ通信　12 月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

年末まであとわずかとなりました。いかがお過ごしでしょうか。

先日私の誕生日に、私のキティちゃん好きを知っている事務所の職員たちが、黒のキティちゃんバッグをプレゼントしてくれました。いつも外出するときに資料やパソコンを入れているサブバッグ用にもらったのですが、とても気に入って嬉しく使っています！　バッグを持ってご訪問した際には、ぜひ見てやってください(笑)

コロナの先がなかなか見えない中での年越しとなりますが、皆さまどうぞよいお年をお迎えくださいませ。本年もたいへんお世話になり、ありがとうございました。

～パート・アルバイト　時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
雑貨販売員	1,010	964	大阪市内
	956	902	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019 年 3 月～2020 年 2 月
データ数：965,877 件

Copyright © 2020.12.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★12 月のお仕事カレンダー

12/10	● 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2021/1/4	● 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 10 月決算法人の確定申告と納税・2021 年 4 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 2021 年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

★重要　法改正★

～法定の障害者雇用率　令和３年３月１日から 0.1％引き上げ～

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定の障害者雇用率（法定雇用率）以上の割合で障害者を雇用する義務が課されています。【障害者雇用率制度】この法定雇用率が、令和３年３月１日から 0.1％引き上げられることになりました。

この法定の障害者雇用率の変更に伴い、障害者を１人は雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員数 45.5 人以上から 43.5 人以上に拡大されます。その事業主には、次のような義務及び努力義務が課されることになります。

・毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告。
・「障害者雇用推進者」を選任するよう努めること。

Copyright © 2020.12.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

職場でコロナ感染者が出た場合の対応について

コロナ感染者が高止まりし、不安な毎日です。職場にも感染者や濃厚接触者が出てきているという話も聞きます。この場合、どのように対処しなければならないのか、まとめてみました。

感染状況	出勤の可否	会社からの給与支払い	保障など
従業員本人が感染者	保健所から出勤停止が指示される。	病気欠勤のため、給与支払いは不要。	健康保険の被保険者は傷病手当金を支給申請できる。
従業員が濃厚接触者（陰性）	保健所から出勤停止が指示される。	保健所からの指示のため、給与支払いは不要。	健康保険からの支給はないため、保障なし。有給休暇、休業手当で対応するか。
従業員の家族が濃厚接触者	出勤の可否は自由。	もし会社として自宅待機を命ずるなら休業手当の支払いが必要。	会社からの休業手当支給。

本人が感染者の場合は、健康保険の被保険者であれば傷病手当金を申請することが可能です。

従業員が濃厚接触者の場合は、出勤停止であるものの、無症状ならば健康保険の傷病手当金は申請できないので、本人からの有給休暇の取得申し出があるなら有給休暇で対応（給与支払い）します。あるいは、会社として支払いの義務はありませんが、休業手当を支払うのであれば、雇用調整助成金の申請対象にすることができます。

従業員の家族や近い関係者に濃厚接触者が出て、従業員を自宅待機にさせる場合や、職場に感染者が出たため、職場の全体・一部を休業させる（他の従業員を自宅待機にさせる）場合も、休業手当を支払うことで、雇用調整助成金の申請対象にすることが可能です。

職場で、従業員や顧客から感染した場合には、労災保険請求をすることが可能です。ただしその場合、その職場で感染したという状況を監督署に報告したのうえで支給決定となります。

感染した従業員を職場復帰させるタイミングも難しいでしょう。現在の取り扱いでは、発症から 10 日経てば特に医師等の証明書もなく職場復帰できることになっていますが、他の従業員や顧客等との関係を考えて、それ以上に自宅待機を命じる場合には、休業手当の支払い義務が発生します。

医療体制の崩壊も連日報道されています。とにかく、一人一人が地道に感染対策していくことが何よりも重要なことなのでしょう。

Copyright © 2020.12.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2020.12.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.